

第6期（平成27年～29年）高齢者福祉計画・介護保険事業計画の概要

1. 計画の概要（P1）

本計画は、平成24年度から取り組んできた第5期計画が平成26年度で終了することを受け、今後3年間の高齢者福祉施策及び介護保険事業について取り組むべき事項を定めるものです。

本計画を策定することにより、団塊の世代が75歳以上となる2025年（平成37年）の高齢者の状況やサービスの中長期的な水準等を見据えて、総合的かつ体系的に整理し、高齢者の福祉や介護の課題に対応することを目指します。

2. 法令の根拠（P8）

本計画は、『老人福祉法』（第20条の8）の規定に基づく「高齢者福祉計画」及び『介護保険法』（第117条）の規定に基づく「介護保険事業計画」を、一体的に策定するものです。

3. 計画の期間（P10）

本計画は、平成27年度から平成29年度までの3か年計画とします。

また、いわゆる「団塊の世代」が75歳以上高齢者となる平成37年（2025年）に向け、本市の実情に合った地域包括ケアシステムを構築することを目指し中長期的な視点に立って、本計画期間内の各種施策を展開していきます。

4. 計画の基本的な考え方（P53）

基本理念（P55）

第4期から掲げる基本理念『共に支えあい、健やかに暮らせるまちづくり』は、平成37年までの中長期的な視野に立っても、あるいは、高齢者を取り巻く環境が変化しようとも、地域の人材や社会資源を生かして地域の将来の姿を踏まえたまちづくりの普遍的な目標であると考えられます。

そこで、第6期計画においても踏襲し、医療・保健・福祉・介護の連携を具体化させ、すべての市民が安心して日常生活を過ごすことができ、それぞれが誇りを持って自分らしく生きることができる社会の実現を目指します。

基本目標（P56）

- (1) 生きがいに満ちた生活 ～社会参加・生きがいくりの推進～
- (2) 元気あふれる生活 ～介護予防の推進～
- (3) 支えあい安心できる生活 ～地域包括ケアシステムの構築～
- (4) 充実した介護を受けられる生活 ～介護サービスの基盤整備の推進～

施策の柱（P60）

施策の柱1 地域包括ケアシステムの整備

- (1) 介護予防の推進及び生活支援サービスの充実
- (2) 医療との連携
- (3) 高齢者にやさしいまちづくり
- (4) 認知症支援策の充実

施策の柱2 介護保険の適正な運営

5. 地域包括ケアシステム (P64)

日常生活圏域の設定について (P64)

本計画は、地域包括ケアシステムの構築のために、より地域に根付いた様々な関係性を結び付けていく必要性があります。そのため、これまで培ってきた各圏域の関係性を考慮し、引き続き地域における包括的ケアを推進し浸透させていくために、これまで同様3つの日常生活圏域を維持するものとします(笠間・友部・岩間の旧市町)。

6. 新しい地域支援事業 (P67)

地域支援事業は、今回の介護保険法の改正により、大幅な見直しが行われました。

その内容は、全国一律の予防給付(介護予防訪問介護・介護予防通所介護)を、市町村が実施する「介護予防・日常生活支援総合事業」(以下、「総合事業」という)へ位置づけること。

また、「包括的支援事業」に、「在宅医療・介護連携の推進」、「認知症施策の推進」、「生活支援サービスの体制整備」が加わったことなどがあげられます。

総合事業の実施については、利用者や事業者が混乱なく移行するための体制整備等に、準備期間が必要であると考えられるため、経過措置期間等を活用し、平成29年4月から実施することとします。

第6期計画期間以降の諸推計について

(1) 人口推計について

(単位：人，%)

	26年度	27年度	28年度	29年度	32年度	37年度
総人口	78,637	78,225	77,791	77,316	75,708	72,483
65歳以上人口	21,090	21,725	22,319	22,774	23,734	24,091
前期高齢者人口	11,008	11,380	11,665	11,827	12,142	10,675
後期高齢者人口	10,082	10,345	10,654	10,947	11,592	13,416
高齢化率	26.8	27.8	28.7	29.5	31.3	33.2

(2) 要介護認定者数について

○実績に基づく要介護認定率と将来人口推計値から、要介護認定者推計値を算出。

(単位：人)

	支援1	支援2	介護1	介護2	介護3	介護4	介護5	計
26年度	257	374	613	626	493	446	387	3,196
27年度	283	406	698	668	516	467	418	3,456
28年度	313	440	786	711	548	485	454	3,737
29年度	348	471	878	756	586	501	498	4,038
32年度	391	518	1,012	852	650	569	562	4,555
37年度	417	565	1,100	920	707	622	604	4,935

(3) 施設・居住系サービスの利用者数について

○実績に基づく各サービスの利用者数と、推計された要介護認定者数により各サービスの利用者数を推計。但し、以下のサービスについては、事業整備分を加算。

①平成27年度の利用者に加算する分

・介護老人福祉施設

- ・平成27年度の自然推計値に定員70名分を加算（現在整備している「笠間 陽だまり館」分）。

②平成29年度の利用者に加算する分

・認知症対応型共同生活介護

- ・平成29年度に新規事業所整備分として推計値に加算。
- ・9人×2ユニット＝18人定員。

（整備計画を位置付ける理由）

事業所調査の結果、利用率（過去3カ月の平均）が95.67%と高く、一部事業所においては入所待ちの状態になっているため。

・地域密着型介護老人福祉施設

- ・平成29年度に新規事業所整備分として推計値に加算
- ・定員29名

（整備計画を位置付ける理由）

県が行った特養入所待機者調べによると、笠間市の入所待機者は155人。その内、在宅待機者及び医療機関入院者が約79名のため、現在整備中の特養に加えて、地域密着型特養を整備する。

③平成32年度の利用者に加算する分

※平成32年度の給付推計値は、第6期事業計画における保険料算定には影響しない。

・認知症対応型共同生活介護

- ・平成32年度に新規事業所整備分として推計値に加算
- ・9人×2ユニット＝18人定員。

（整備計画を位置付ける理由）

第6期計画期間中に1事業所整備するが、継続的に対象者が増加することを見込み、長期計画として1事業所整備する。

・介護老人保健施設

- ・平成32年度に新規事業所50名分を推計値に加算。

（整備計画に位置付ける理由）

医療機関等への入院者等が、在宅復帰への一時入所先として継続的に入所希望者が増加することが予想されるため、長期計画として1事業所整備する。

④平成37年度の利用者に加算する分

※平成37年度の給付推計値は、第6期事業計画における保険料算定には影響しない。

・介護老人福祉施設

- ・平成37年度に新規事業所50名分を加算。

（整備計画を位置付ける理由）

第6期計画期間中に地域密着型1事業所整備するが、継続的に対象者が増加することを見込み、長期計画として第9期計画期間までに1事業所整備する。

(4) 在宅サービスの利用回(日)数について

○実績に基づく各サービスの利用者数と、推計された要介護認定者数により各サービスの利用者数を推計。但し、以下のサービスについては、事業整備分を加算。

①平成27年度の利用者に加算する分

・短期入所生活介護

・平成27年度の推計値に定員10名分を加算(現在整備している「笠間 陽だまり館」分)。

②平成29年度の利用者に加算する分

・複合型サービス

・平成29年度に新規事業所整備分として加算

・登録定員=25名

(整備計画に位置付ける理由)

今後医療と介護を複合的に必要とする利用者の増大に対応するため、1事業所整備する。市内事業者から整備要望があり。

③平成29年度の利用者から減算する分

・介護予防訪問介護及び介護予防通所介護

・平成29年度4月から総合事業を開始する予定。移行期間である平成30年3月末で利用者を0人にする。

④平成32年度の利用者に加算する分

※平成32年度の給付推計値は、第6期事業計画における保険料算定には影響しない。

・小規模多機能型居宅

・平成32年度に新規事業所整備分として加算。

・登録定員=25名。

(整備計画に位置付ける理由)

岩間地区の小規模多機能の登録定員に対する登録状況は低い状況にあるが、笠間地区及び友部地区の登録状況は、概ね8割後半から9割前半に達している。継続的に対象者が増加することを見込み、長期計画として1事業所整備する。

(5) 保険料基準額に対する弾力化について

・平成27年度以降は、国が示す保険料基準額に対する標準段階が9段階になる(第5期は標準6段階)。本市においては第5期期間中も10段階設定としているため、第6期計画期間中も10段階設定を予定。